

埼玉県消防学校における訓練時安全管理要綱

昭和63年4月1日制定

最終改正令和2年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県消防学校安全管理規程第4条の規定に基づき、本校における教育訓練に起因する事故及び疾病（以下「事故等」という。）の防止並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(訓練計画の策定)

第2条 教科担当教官（以下「担当教官」という。）は、実科訓練を行う場合は、訓練を効果的かつ安全に実施するため、次の事項に留意し訓練計画書（様式第1号）を策定し、学校長の承認を得るものとする。

- (1) 訓練は消防学校の教育訓練の基準に定める各教育訓練の種類又は種別に応じた訓練を選定すること。
- (2) 訓練場所、訓練施設、訓練資器材（以下「訓練施設等」という。）の選定にあたっては、事前に訓練施設等を調査点検し、危険防止に万全を期さなければならない。
- (3) 教官数並びに資器材については、訓練種目、内容に応じて十分に安全の確保ができる配置を行うものとする。

(安全管理点検表の作成)

第3条 安全主任者は、前条に定める訓練計画に従い安全管理業務を円滑に実施するため、担当教官の作成する安全管理点検表（様式第2号）を点検確認し、安全管理の徹底を期さなければならない。

(一般的安全管理実施の措置事項)

第4条 担当教官及び消防本部からの技術支援教官（以下「担当教官等」という。）は、前条の安全管理点検表に定めるほか、次に掲げる安全確認を必ず実施し、必要な措置を講じるものとする。

(1) 訓練実施前

- ア 訓練目的及び訓練内容の確認
- イ 訓練に潜む危険要因の確認と安全配慮
- ウ 危険行動の予測と安全配慮
- エ 降雨、強風等の気象変化の予報確認と準備
- オ 訓練施設及び資器材の目的外使用の確認と是正

(2) 訓練実施中

- ア 休憩時間の確認と指示
- イ 学生の疲労及び蓄熱程度の確認と指示
- ウ 危険要因の確認と排除
- エ 危険行動の指摘と是正
- オ 訓練施設及び資器材の危険使用・操作の確認と是正

(3) 訓練実施後

- ア 危険行動及び危険操作等の評価
- イ 使用施設及び資器材の整備

(学生としての責務)

第5条 学生は厳正な規律を確保し消防技術の習得に励むとともに、次の各号に掲げる基本的な事項を厳守し、訓練の事故防止に努めなければならない。

- (1) 学生は、訓練にあたり服装を点検しこれを整えるとともに、個人装備及び使用資器材の点検を自己の責任において入念に行うこと。
- (2) 学生は、自己の健康状態が思わしくなく訓練の実施に支障があると感じたときは、その旨を担当教官等に申し出ること。
- (3) 学生は、訓練に使用される施設の取扱い及び事故防止のために行われる事前教育をよく理解しておくこと。
- (4) 訓練中は、担当教官等の指示に従い、安全行動を最優先として迅速かつ確実な行動をすること。
- (5) 学生は、訓練の各操作及び動作に際し、確認呼称を確実にすること。
- (6) 学生は、使用資器材に落下及び転倒等の衝撃を与えないよう器具愛護に配慮するとともに、許容能力以上の荷重をかけないなど資器材の適正な使用に配慮すること。
- (7) 訓練終了後は、使用した資器材及び訓練施設等の点検・整備を励行し、担当教官等に異常の有無を報告すること。

(訓練施設等の管理)

第6条 訓練施設等は、使用中の安全を保持するため次の事項について点検し、必要な措置を行うものとする。なお、付属設備は実施する各教育訓練の種類又は種別に応じて、使用の前後に必要な点検を十分に行うこと。

1 屋外訓練場及び第2訓練場

- (1) 訓練場内の段差、防火水槽、救助訓練塔等の位置を十分に考慮して実施すること。
- (2) 訓練に際して、油の流出等が生じるおそれが予測される場合は、適正な措置を講じること。
- (3) 訓練実施場所は、危険品（石、ガラス、釘等）を事前に取り除いておくこと。

2 屋内訓練場

- (1) 訓練場内の施設・設備及び器具は安全を確認し、使用目的以外には使用しないこと。
- (2) 床面は、清潔で滑らないようにしておくこと。
- (3) 使用するときには、事前に屋内の通風、換気に配慮すること。
- (4) 使用後は必ず窓、出入口等を施錠すること。

3 訓練塔

- (1) 訓練塔は、常に安全に訓練できる状態が維持されていなければならない。
- (2) 煙中訓練時には、適正な換気に配慮すること。
- (3) 階段及び塔上は泥等の排除に努め、滑らないようにしておくこと。
- (4) 鉄骨に生じる（錆）を防止するため、定期的に点検確認を実施する。
- (5) その他訓練塔に付随した施設・設備及び器具は許容能力を熟知し、使用目的以外には使用しないこと。
- (6) 使用後は必ず全ての窓、出入口等を施錠すること。

4 水難救助訓練場

- (1) 水質検査を励行し、プール水の管理に万全を期すこと。
- (2) 浄化設備及び消毒設備の運転について、適切な管理に努めること。
- (3) 排水口等、施設の適切な維持管理に努めること。

- (4) 水温は、原則として22℃以上とされているので配慮すること。
- (5) 清掃、整理整頓を励行して清潔にしておくこと。
- (6) 必要な救命具を完備しておくこと。
- (7) 外柵のよく見える位置に、関係者以外立ち入り禁止と表示しておくこと。
- (8) 使用後は必ず全ての窓、出入口等を施錠すること。
- (9) その他、埼玉県プールの安全安心要綱及びプールの安全管理指針によるものとする。

5 建物火災訓練棟

- (1) 訓練棟は、常に安全に訓練できる状態が維持されていなければならない。
- (2) 施設・設備の構造強度等を熟知し、使用目的以外には使用しないこと。
- (3) 訓練室内は、換気に配慮し、床面は清潔で滑らないようにしておくこと。
- (4) 階段及びベランダは泥等の排除に努め、滑らないようにしておくこと。
- (5) 使用後は必ず窓、出入口等を施錠すること。

6 実火災体験型訓練施設

- (1) 施設は、定期的に点検を実施し、常に安全に訓練できる状態が維持されていなければならない。
- (2) 施設の特性を熟知し、使用目的以外には使用しないこと。
- (3) 施設の周囲は、不要な物品を置くことなく、常に整理整頓に努めること。
- (4) 使用後は電源を遮断し、制御盤及び出入口を施錠すること。
- (5) 点検用はしご及び通路は、関係者以外が立ち入らないよう防護すること。

7 車庫及び資器材庫

- (1) 車両は、指定された場所に駐車すること。
- (2) 使用した資器材は、必ず定められた場所に整理整頓して保管すること。
- (3) ロープ及びその他の資器材においても、水又は油等で濡れた場合は、必要な措置を行うこと。
- (4) 床は、油類、土砂が付着しないように清掃、整理整頓に努めること。
- (5) シャッターの開閉時は、ガイドレールに配慮すること。

8 車両

- (1) 鍵の管理は、常に所定の場所に保管しておくこと。
- (2) 車両の運転又は取扱いは教官が行い、日常の点検は指定された学生が行う。
- (3) 車両の乗車は、所定された場所以外、ステップ等の乗車は行わない。
- (4) 車両の出し入れは、運転手のほかに必ず誘導員を定め、誘導員の指示に従うこと。
- (5) 誘導員は、運転手の視界中で肉声と手誘導及び警笛を用いて行うこと。
- (6) 車両の運転は、各計器に配慮して不必要な使用は避けること。
- (7) 日常点検で異常が認められた場合は、万全な安全運行ができる状態にしておくこと。
- (8) その他、車両は常に点検・整備及び清掃に努め、安全運行ができる状態にしておくこと。
- (9) 使用後は必ず施錠すること。

9 理化学実験室及び薬品庫

- (1) 理化学実験は、必ず実験室又は指定された場所で行う。
- (2) 薬品庫は常に施錠し、鍵の管理は常に所定の場所に保管しておくこと。
- (3) 薬品庫の出入りについては、担当教官等が立ち会うこと。
- (4) 薬品庫の取扱いは、担当教官等が自ら行うこと。

- (5) 実験に使用する器具は、常に水洗いし、乾燥しているものを使用すること。
- (6) 整理整頓された実験台等で実施すること。
- (7) 薬品等は、混合、転倒、転落等のないよう保管すること。
- (8) 担当教官等は必ず白衣等を着用すること。
- (9) 出火等が予測される実験を行う場合は、必ず消火器等を事前に準備しておくこと。
- (10) 使用後は全ての窓、出入口等を施錠すること。

10 暗室

暗室の取扱いについては、前項に準じること。

11 一般高圧ガス（空気）充填室

- (1) 空気を充填する際には、適正圧力とし、安全弁を注視して実施すること。
- (2) 充填機を始動する前に、オイル、Vベルトの点検を行い、充填中においては、音、振動、換気等に配慮すること。
- (3) 容器は、落下、転落、蹴飛ばす等乱暴な取扱いをしないこと。
- (4) 各バルブ類の操作時、急激な開放はしないこと。
- (5) 空気充填後各パイプの空気を抜く際は、各バルブを除々に開放し、必ずノズル部分を手に持って行うこと。
- (6) 空気を直接充填する際は、ボンベ内圧温度を考慮し、急速充填は行わないこと。
- (7) 空気を充填する際は、パッキンの状況を確認し、充填口を人体に向けての操作を避け安全を図ること。
- (8) ボンベの保管については、充填済、未充填を区別された所定の場所で保管すること。
- (9) 空気充填容量及び容器番号等を充填記録簿に記録すること。
- (10) 空気充填室には、不必要な物品を置くことなく、常に整理整頓に努めること。
- (11) 使用後はコンプレッサーの主電源を遮断し全ての窓、出入口等を施錠すること。
- (12) その他、埼玉県消防学校高圧ガス（空気）取扱所危害予防規定（昭和58年4月28日）によるものとする。

（実科訓練等の個別的安全管理）

第7条 担当教官等は、教育訓練にあたっては「訓練時における安全管理マニュアル」（平成28年3月31日付消防消第63号通知）を活用することにより、訓練時の事故防止と教育効果の向上を図るものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

訓 練 計 画（安全管理計画）書

教 科 目		実 施 日 時	
場所又は施設		対象者及び人員	
安全主任者			
訓練指導者		技術支援教官	
安全管理点検表の有無（該当に○）	有 ・ 無		
訓練の目的			
使用資器材			
訓練の内容			
安全管理			

安全管理点検表

実施年月日			作成者	印				
教科目			場所又は施設					
対象者及び人員								
区分		点検状況	点 検 項 目					
訓練実施前	一般的点検事項		訓練場所、施設は適切か					
			訓練種目、内容に無理はないか					
			訓練の時間、気象条件等に対する配慮は適切か					
			学生の服装は適切か					
			学生の健康状態に問題はないか（自己申告の有無）					
			準備体操は適切に実施されたか					
			学生に対する事前教育は実施されたか					
			訓練施設、訓練資器材の事前点検は実施されたか					
			安全主任者及び訓練指導者で事前打合せは実施されたか					
			訓練指導者及び教官等の配置場所は適切か					
			訓練実施の際、安全管理事項の徹底は図られたか					
		緊急時、応急措置の態勢はとれているか						
		消防活動訓練における熱中症予防8か条に適合しているか						
特事別点検項								
		天候	気温	℃	湿度	% (RC)	WBGT	℃
訓練実施前	一般的点検事項		学生の服装は適切か					
			学生の健康状態に問題はないか					
			学生の行動は沈着冷静か					
			学生の確認呼称及び復唱は適切か					
			訓練指導者及び教官等の配置場所は適切か					
			訓練資器材の操作に無理はないか					
		確保ロープ等安全管理措置は講じられているか						

施 中	検 事 項		進行管理に無理は生じてないか
			使用資器材に損傷、故障は生じていないか
			安全主任者、訓練指導者及び教官等の連携は適切か
			訓練時間、休憩時間及び水分補給は適切か
			個人差に応じた訓練内容になっているか
			熱中症の兆候はないか
	特 事 別 点 検 項		
天候 気温 °C 湿度 % (RC) WBGT °C			
訓 練 実 施 後	一 事 般 点 検 項		使用資器材の点検は行われたか
			整理体操は適度に行われたか
			学生の健康状態に問題はないか
	特 事 別 点 検 項		
天候 気温 °C 湿度 % (RC) WBGT °C			

記載要領

- 1 点検状況欄には、良好の場合は○印を、その他の場合は×印を記入する。点検内容が該当しない場合は／印を記入する。
- 2 一般的点検事項以外の点検を実施した場合には、特別点検事項欄に記入すること。